

肥料価格高騰緊急対策事業の ごあんない

肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、北海道の『肥料価格高騰緊急対策事業』により農業者の皆さまの肥料費の負担を軽減します



給付額

購入した化学肥料の数量について、
1トンあたり3,125円（上限）の支援金を給付します
※ 申請額が予算を超えた場合は、支援金の単価を調整します



対象者

北海道内で農業を営む個人又は法人、農業者が出資主体のコントラクター組織、作業受託会社等



対象肥料

令和5（2023）年6月1日から令和5（2023）年12月31日までの間に**発注**され、**令和6年（2024）年5月31日**までに**納品**される化学肥料

申請の方法

肥料価格高騰緊急対策事業の支援金申請は、肥料を販売した農協や肥料販売店が行います（個人申請ではありません）ので、事業への参加については、肥料を購入した農協や肥料販売店にご相談ください。

なお、購入した肥料が支援金の対象になるかどうかは、当該肥料を購入した農協や肥料販売店などにお問い合わせください。



支援金の流れ

北海道肥料コスト低減体系
緊急転換事業推進協議会



農協・肥料販売店



農業者等

※ 支援金は、令和6年3月に給付予定

北海道肥料コスト低減体系緊急転換事業推進協議会